

# 仕 様 書

## 1 業務名

元町図書館機械警備業務

## 2 対象施設

札幌市元町図書館（所在 札幌市東区北30条東16丁目）

・敷地面積：1,486.30㎡・延床面積：1,205.44㎡・開設年月日：昭和59年1月21日

## 3 履行期間

令和6年9月30日午後5時15分から令和11年9月30日午後5時15分まで

ただし、本業務は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約によるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、本調達に係る予算の削除又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

## 4 業務の内容

警備対象物件に係る火災・盗難・破壊等の防止、予防、早期発見等のため実施するもので、業務遂行にあたっては、「警備業法（昭和47年法律第117号）」等の関係法令を遵守すること。

## 5 警備時間

毎日24時間とする。ただし、職員の時間外勤務や図書館の利用状況等により開始時刻及び解除の時刻が変動する可能性があることから、自動警報機器による警備は、警報機セット時から、警報機解除時までとする。

## 6 業務計画書の提出

受託者は、業務の実施にあたり、業務従事者、設置する機器の内容、警備計画の内容等を具体的に記載した業務計画書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。

## 7 警備機器の設置

(1) 受託者は、上記施設に自動警報機器及びワイヤレス非常通報装置を設置し、当該警報器等により感知される異常の有無を、受託者において確認できる機器を設置すること。また、上記施設内の自動警報機器設置場所がわかる図面等を提出すること。

なお、この設置された機器の所有権は受託者に帰属するものとする。

(2) 本業務に使用する機械装置の回線設置工事、回線使用料、維持管理等に係る一切の費用は受託者の負担とする。

(3) 警備開始及び解除に使用する鍵（カードキー、タグ等）については、14部用意すること

(ただし、受託者と協議のうえ、部数を変更する場合には応じること)。

## 8 警備業務の対処

- (1) 受託者は、警備時間中、管制担当者を定め、受託者の警備本部に設置する機器表示盤により契約物件の異常の有無を間断なく監視し、安全を確保するものとする。
- (2) 受託者は、警備時間中、契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、遅滞なく緊急要員を当該物件に急行させるとともに、異常事態の確認を行い、必要な措置を執るものとする。

## 9 警備機器の保守管理等

- (1) 受託者は、警備機器の正常な機能を維持するため、毎月1回保守点検を行うものとする。また、受託者の警備本部においても、毎日、警備機器の正常な機能を点検するとともに、正常作動を確認し、万一、当該警報器等の故障により作動に異常を生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- (2) 既設配線等を利用して警備機器を設置する場合、不具合等により業務遂行に支障が生じた際には、受託者の負担により正常作動するよう既設配線等を補修するものとする。

## 10 警備機器のき損・紛失

前記にかかわらず、契約期間中、委託者の責に帰すべき事由により受託者の設置した警備機器・部品をき損・紛失させた場合は、委託者がその実費を支払うものとする。

## 11 警備機器の撤去

契約終了後または中途解約時において、契約物件に設置された警備機器・部品の撤去に伴う費用は受託者の負担とする。

## 12 原状回復の義務

受託者は、警備機器の設置、修繕または撤去等に係る工事に伴い、契約物件に損害を与えた場合は速やかに原状回復させること。

## 13 委託業務実施報告書の提出

- (1) 受託者は、毎日の警備状況、異常の有無及び処遇内容等を、具体的に警備業務報告書(以下「日誌」という。)に記載するとともに、1か月分の成果をまとめた業務実施報告書を作成し、提出するものとする。
- (2) 受託者は、自己の責任において日誌を1年間保管することとし、委託者に求められた際には提出するものとする。

## 14 業務従事者について

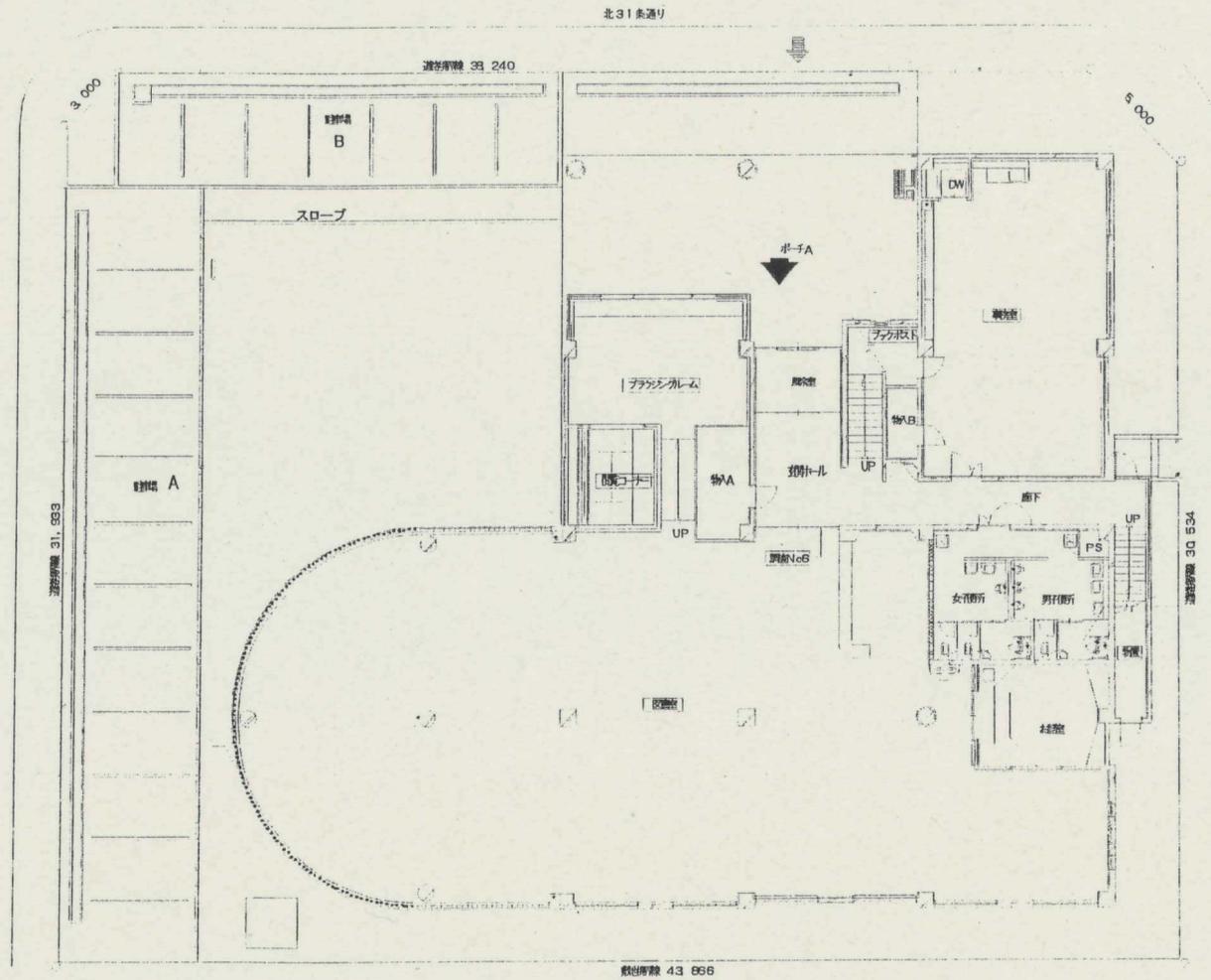
業務の性質上、警備員の履歴については十分に留意し、事前に委託者の承認を得ること。

#### 15 環境負荷の低減に関する事項

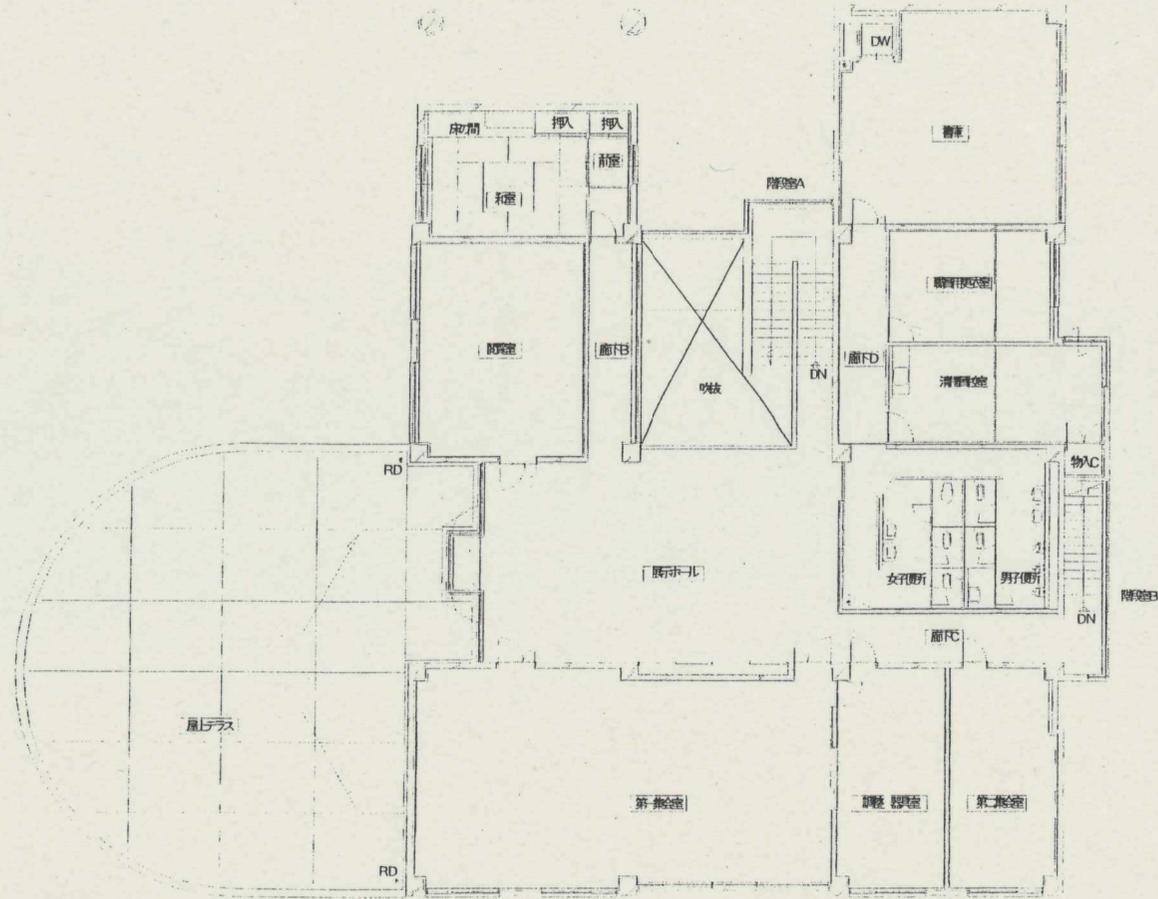
本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステム及び環境関係法令に準じ、環境負荷の低減に努めること。

#### 16 その他

- (1) 受託者は、業務の遂行にあたって委託者と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、必ず委託者に報告し、指示を受けなければならない。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者双方協議のうえ処理を図るものとする。



※経路設定上の参考図とする。



※経路設定上の参考図とする。